二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施状況が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書
一　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　中期目標及び中期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。） ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	中期計画に定めた項目	中期目標の期間における業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書
一　中期目標の期間における業務の実績（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　中期目標及び中期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。） ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	中期計画に定めた項目	中期目標の期間における業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書

2　機構は、前項に規定する報告書を厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第六条及び第七条を削り、第八条を第六条とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務実績報告書に係る経過措置）

2　改正法附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令第五条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「当該事業年度における業務の実績（当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下「旧通則法」という。）」と、「第二十九条第二項第二号に」とあるのは「第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「結果（当該項目が通則法」とあるのは「結果（当該項目が旧通則法」と、「期間における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「期間における業務の実績（当該項目が旧通則法」とする。

○農林水産省令第三十三号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十六条第二項及び第五十四条の二第三項並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第四十条第二項及び第五十八条の二第三項（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号㈠記載上の注意10、別紙様式第二号㈠記載上の注意8、別紙様式第三号㈠記載上の注意6、別紙様式第四号㈠記載上の注意4及び別紙様式第五号㈠記載上の注意6中「又は誤謬（びゅう）の訂正」を「、誤謬（びゅう）の訂正又は当該事業年度の前事業年度における合併に係る暫定的な会計処理の確定」に改める。

別紙様式第六号㈠第四［間接法により表示する場合］中「貸倒引当金の増加額」を「貸倒引当金の増減額（△は減少）」に、「賞与引当金の増加額」を「賞与引当金の増減額（△は減少）」に、「退職給付引当金の増加額」を「退職給付引当金の増減額（△は減少）」に、「その他引当金等の増加額」を「その他引当金等の増減額（△は減少）」に、「有価証券関係損益」を「有価証券関係損益（△は益）」に、「固定資産売却損益（△は益）」を「外部出資関係損益」を「外部出資関係損益（△は益）」に、「貸出金の純増減」を「貸出金の純増（△）減」に、「預金の純増減」を「預金の純増（△）減」に、「貯金の純増減」を「貯金の純増（△）減」に、「信用事業借入金の純増減（△）」に、「共済貸付金の純増減」を「共済貸付金の純増（△）減」に、「共済借入金の純増減」を「共済借入金の純増減（△）」に、「共済資金の純増減」を「共済資金の純増（△）減」に、「受取手形及び経済事業未収金の純増減」を「受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減」に、「経済受託債権の純増減」を「経済受託債権の純増（△）減」に、「棚卸資産の純増減」を「棚卸資産の純増（△）減」に、「支払手形及び経済事業未払金の純増減」を「支払手形及び経済事業未払金の純増（△）減」に改める。